

氷見を楽しむ食のイベント業務委託仕様書

本仕様書は、優先交渉権者と氷見市との契約に係る仕様書の原案となるものである。企画提案書作成の参考とするものとする。契約の締結にあたっては、優先交渉権者の企画提案書を踏まえ、市と協議し、仕様をより効果的・効率的な内容に変更することができる。

1 業務名

氷見を楽しむ食のイベント業務

2 目的等

本市では、市が持つ食の魅力を発信し、観光客の誘客促進及び市内事業者の活性化を図るため、年間を通じてワクワクする食のイベントを開催し、市民や観光客に「氷見では、いつでも食が楽しめる」というイメージの定着を目指す。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

4 委託料限度額

上限額：5,215,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 業務内容

氷見を楽しむ食のイベントの企画及び開催の運営、設営、撤去

- ① ターゲット (1) 日帰り旅行で氷見市を訪れる観光客
 (2) 氷見市民
 ※特に20代から30代の女性に選ばれるイベントになるように工夫すること。
- ② 開催回数 年3回以上とし、令和8年10月及び令和9年3月の開催を必須とする。
- ③ 会 場 氷見市内（氷見市漁業文化交流センター等）
- ④ 目標集客数 各回1,000人以上
- ⑤ 業務内容
 (1) 食をテーマにした本市で楽しめる企画構成にし、特に20代から30代の女性に選ばれるイベントとする。ただし、全イベントのうち、少なくとも1回のうちの一部に「寿司」に関する企画を入れること。
 (2) 参加店は、各回原則として市内事業者を10店以上とし、受託者は市と協議のうえ、市外事業者の出店を認めることができるものとする。
 (3) 受託者は、出展者との事前・事後調整を行い、円滑な進行を図る。
 (4) 出店者から出店料を徴収し、この業務の事業費に充当できるものとする。

- (5) 会場の設営及び撤去を適切かつ円滑化に実施すること。
- (6) 有効な広報活動やプロモーションにより集客を行うこと。
- (7) イベントごとに実施結果等を分析してまとめること。

6 納品物

- ・ 事業報告書（イベントごとの企画内容、実施状況、集客数及び事後分析等）
- ・ 本事業で制作した成果物一式

7 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、担当者及び責任者を明らかにすること。

8 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に市に承諾を得たときはこの限りではない。

9 個人情報保護

(1) 守秘義務等について

受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報を受託業務遂行の目的以外に使用、又は第三者に提供してはならない。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ・ 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託事業者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託事業者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託事業者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- ・ 受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、市に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。

10 留意事項

- ・ 事業の実施においては、市に対して緊密に進捗状況等を報告、確認し、市の指示のもと必要に応じた対応を随時行うこと。
- ・ 本業務の実施にあたり制作された印刷物や記録等の著作権は市に帰属するものとする。
- ・ 本業務にあたり使用するデータ等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- ・ 業務の遂行にあたっては、市との連絡を密にし、疑義が生じた場合には協議し決定すること。
- ・ 本業務の実施に当たっては、本仕様書、企画提案書その他関連法令及び通達等を遵守するものとする。